

独立行政法人海上災害防止センター
平成16年度業務実績評価調書

平成17年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価	評価理由	意見
中期計画	平成16年度計画			
<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 センターは、函館、佐世保、鹿児島島の3箇所に支所を配置している。 これら3支所の主要業務は、国家石油備蓄会社から受託している国家石油備蓄会社が協同で保有する「防災解」の維持管理及び訓練業務であるが、平成15年度には国家石油備蓄会社が廃止され、民間操業会社の設立が予定されている。今後、これに伴って「防災解」による防災体制が見直される場合等においては、支所の廃止も含めて組織・機構・定員の見直しを行う。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。現状において余力が極めて少ないが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>(1) 組織運営の効率化の推進 平成15年度に実施した国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の効率的な維持体制についての検討結果を踏まえ、平成16年度に函館支所を廃止する。</p> <p>防災訓練所においては、業務の効率化を図り教官職を1名削減する。</p>	2	<p>国家石油備蓄基地に係る広域海上防災体制の排出油防除資機材管理・運用体制等を検討を実施。防災資機材の維持管理する数量及び方法並びに訓練を見直し、平成16年4月に函館支所を廃止した。</p> <p>防災訓練所においては、外部講師の活用、講義資料の電子化、共有化を実施するなどの効率化を図り、平成16年4月に教官職1名を削減した。</p> <p>業務運営の効率化にむけた取り組みは着実な実施状況にある。</p>	
<p>(2) 業務運営の効率化の推進 一般管理費について、主たる事務所を移転させる等により、中期目標期間の最後の事業年度</p>	<p>(2) 業務運営の効率化の推進 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正案が国会で承認され、主たる事</p>			<p>事務所借料を削減するため平成16年4月に主たる事務所を神奈川県に変更し、移転した。</p>

<p>において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>務所の場所が「東京都」から「神奈川県」に改められた場合には、主たる事務所を横浜に移すこととする。 このほか、他の施策と併せ、平成16事業年度の決算段階で中期計画の目標値を達成することとする。 (事務所移転による経費削減見込み額は16,051千円で、14年度一般管理費553,537千円に対し約2.9%にあたる。)</p>	<p>3</p>	<p>平成14年度と比較し年換算で16,052千円（14年度一般管理費553,537千円に対し約2.9%）削減した。このほか、他の施策と併せ、平成16年度の一般管理費を429,555千円とし、14年度の553,537千円に対して123,982千円 22.4%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。特に優れた実施状況にある。</p>	
<p>事業費について、防災費を除き、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度に相当する額を削減する。</p>	<p>平成16年度計画では、既に実施済みの施策を引き続き推進することにより平成16事業年度の決算において、中期計画の目標値を達成することとする。 (14年度予算対象事業費額1,308,125千円)</p>	<p>3</p>	<p>国家石油備蓄基地の排出油防除資機材の数量、配置場所、防災解方式の見直しを行うことにより、16年度の事業費を815,813千円とし、14年度の1,308,125千円に対して492,312千円 37.6%に相当する額を削減し、中期計画の目標値を達成した。特に優れた実施状況にある。</p>	<p>中期計画達成に向けた積極的な取り組みは高く評価できる。</p>
<p>(3) 関係機関等との連携の強化 民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う</p>	<p>(3)関係機関等との連携の強化 沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。</p>	<p>2</p>	<p>防除作業を進めていく上で、地域の災害対策協議会との連携は不可欠であり、普段から関係機関との連携を密にした業務運営を図ることとし、新潟、水島、徳山下松、大阪泉北、横須賀及び四日市各地区海上防災訓練に、センターの油回収装置等を参加させ、関係機関と連携した訓練を実施した。着実な実施状況であった。</p>	

<p>(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策についての検討を実施する。</p>	<p>(4) 防災措置業務を、より効率的かつ効果的に実施するための方策について、有識者による検討会（海上防災事業にかかる検討委員会（仮称））を設置し、検討を行う。</p>	<p>1</p>	<p>有識者による検討会の設置はされていないが、設置に向けた準備会を設置し、検討を行った。（平成17年6月、第1回検討委員会を開催した。）中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にある。</p>	<p>検討会の設置はなされていないが、中期計画達成に向けての進捗は認められる。</p>
<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業 海上保安庁長官の指示による排出特定油防除措置の実施、船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置の実施を迅速かつ的確に行うために必要な体制を確保するため、次の事業を実施する。</p> <p>機材部が全国10基地に保有する油回収装置の運用システムの構築</p> <p>機材部は全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）に油回収装置を配備している。近年の海洋環境に関する国民意識の向上や外国船舶の事故の増加に伴い、油流出事故発生時に迅速かつ効率的な防除措置を実施するため、防災部と機材部が協力して各配備基地毎に作業船の手配、</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 海上防災措置実施事業 平成15、16年度で、油回収装置を配備している全国10基地（横須賀、四日市、和歌山下津、大阪泉北、姫路、水島、松山、徳山下松、関門、大分）について、作業船の手配、油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実状に合わせて一環したシステムを構築することとしており、平成15年度にマニュアル化を行った東京湾の横須賀基地及び瀬戸内海東部の姫路基地に引き続き、平成16年度は残りの8基地について、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知し、対象10基地のマニュアル化を完了する。</p>	<p>2</p>	<p>平成13、14年度において従来の油回収船に替えて、油回収装置を全国10基地に配備しているが、油回収装置を有効に活用するためには回収した油水を一時貯蔵するバージの確保や、油水の輸送、仮置き及び最終処分について、各地域の実情を考慮したきめ細かな回収計画を策定する必要がある。平成16年度においては、すでに平成15年度に実施した横須賀、姫路基地に引き続き、四日市、和歌山下津、大阪泉北、水島、松山、徳山下松、門司、大分の8基地について油回収手順等のマニュアル化を行い、日本船主責任相互保険組合、船舶所有者等に周知し、対象10基地のマニュアル化を完了した。着実な実施状況であった。</p>	

<p>油回収装置の運用、回収油の輸送及び一時貯蔵、最終処分等を含め、各地域の実情に合わせて一環したシステムを構築し、マニュアル化を行うとともに、関係者に対して事前に周知する。</p>				
<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 排出油等の防除措置に係る知識と技能を教授する「海洋汚染対応コース」(国際海事機関がキヨムに準拠)を修了した契約防災措置実施者の監督職員数を増加させるため、毎年度研修を実施する。</p>	<p>契約防災措置実施者の能力の向上 ア 契約防災措置実施者に対する訓練 平成16年6月に28名の監督職員の研修を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	2	<p>センターは全国の主要86港湾に所在する156業者(平成16年度末現在)と契約防除措置実施者(以下、「契防者」という。)の契約を結んでいるが、防除活動時の共通認識の確立及び防除能力の向上を図ることを目的として、平成16年度は27名の契防者の監督職員に訓練を実施することを設定。防災訓練所において契防者27名に対して「海洋汚染対応コース」の訓練を行い、必要な知識・技能を向上を図った。着実な実施状況であった。</p>	
<p>イ 巡回研修会 地方における巡回研修会に参加した契約防災措置実施者の職員数を増加させるため、毎年度、全国において契約防除措置実施者を対象とした巡回研修会を実施する。</p>	<p>イ 巡回研修会 福島、三重、徳島、富山、熊本 の5箇所において巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。</p>	2	<p>毎年度5地区を対象に職員を派遣し、契防者の職員当を対象に巡回研修会を実施。防除活動時の共通認識の確立、防災能力の向上を目的とし、計画どおり5箇所において296名に対する研修会を実施。着実な実施状況であった。</p>	
<p>(2) 機材事業 船舶所有者等の排出油防除資材の備え付け及び油回収装置等の配備義務者に代わってオイ</p>	<p>(2) 機材事業 全国33基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保</p>		<p>流出油事故発生時において使用する資機材を常に良好な状態で保管管理し、緊急時に備えるため、計画ど</p>	

<p>ルフェンス等の排出油防除資材を全国33基地に、油回収装置等を全国10基地に配備する。</p>	<p>管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。また、全国10基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。</p>	2	<p>おり全国33基地に配備している排出油防除資機材の定期点検を実施、全国10基地の油回収装置等の作動確認等の点検を行い、流出油事故に迅速・的確に対応できる体制を維持するなど着実な実施状況であった。</p>
<p>事故発生時に迅速に排出油防除資材を事故現場に搬出し、油回収装置等を確実に運用できるよう各基地で毎年度1回の訓練を行う。</p>	<p>排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を行う。</p>	2	<p>流出油事故発生時において、油防除作業が円滑に実施できるよう、排出油防除資材を管理している33基地において搬出訓練、油回収装置を管理運用している10基地において運用訓練を実施するなど着実な実施状況であった。</p>
<p>(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約に基づく船員法の規定による訓練に重点化を図った訓練計画を策定し、訓練を実施する。 特に、消防訓練を受けることが必要な危険物積載船に乗り組む上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた計画を策定し、訓練を実施する。</p>	<p>(3) 海上防災訓練事業 訓練の重点化 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。 標準コース5日間のうち2日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、他の1日はガス火災消火実習としている。また、消防実習コ</p>	2	<p>船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいた訓練計画を策定。標準コースを10回、消防実習を8回それぞれ実施して、標準コース計342名、消防実習計275名の受講者に対し、油火災及びガス火災に対応する消火実習を主体とした訓練を実施するなど着実な実施状況であった。</p>

	<p>ース（2日間）についても同様に油火災消火実習及びガス火災消火実習をそれぞれ1日ずつとしている。</p>			
<p>有益な訓練の実施 海上防災訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。 アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>有益な訓練の実施 平成15年度に実施したアンケートの結果を平成16年5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。 平成16年度に行う10回の標準コースについても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成16年度末にアンケートの結果を取りまとめ、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。 更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>	3	<p>アンケートは、標準コース10回の受講者342名を対象に実施。座学全般の理解度については受講者の80.4%、実習全般の理解度については90.4%からそれぞれ「理解できた」との評価を得、また、この訓練コースが今後の実務に対し有益であったかどうかについては、当初の目標値70%を大きく上回る、90.6%の受講者から「有益な訓練であった」との回答を得ることができた。今後、タンカーの乗組員となる受講者にとって、国内唯一の消防演習施設を使用した本訓練コースは業務上有益と評価されたものと考えられ、特に優れた実施状況であった。</p>	<p>90.6%の受講者から「有益な訓練であった」との回答が得られたことは高く評価できる。</p>
<p>(4) 調査研究等事業 過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海</p>	<p>(4) 調査研究等事業 受託事業として「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研</p>	3	<p>日本財団助成事業として「流出油事故対応のための一般資機材及び複</p>	<p>受託件数の増加にむけた積極的な努力は評価できる。</p>

<p>上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。</p>	<p>究」、「LNG基地の海上防災対策に関する調査研究（鹿児島）」、「LNG基地の海上防災対策に関する調査研究（沖縄）」、「オリマルジョン基地の海上防災対策に関する調査」、日本財団助成事業として「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」を実施する。</p>		<p>及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」を実施した。 また、受託事業として「危険物の海上輸送時における海面・大気拡散防止策に関する研究」を実施した。 「LNG基地の海上防災対策に関する調査研究については、計画の鹿児島、沖縄の2箇所に加え、八戸、坂出、堺と合計5箇所の調査研究を実施し、特に優れた実施状況であった。</p>	
<p>調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>日本財団助成事業については、調査研究の成果の概要をセンターのホームページ上で公開するとともに成果の概要から日本財団ホームページの図書館のセンターのコーナーへ直接リンクを貼り付け、成果の普及・啓発を図る。</p>	<p>2</p>	<p>センターのホームページに平成15年度に実施した日本財団助成事業「流出油事故対応のための一般資機材及び複合的な防除手法に関する調査研究」及び「杉樹皮製油吸着材の有効利用及び微生物分解処理技術に関する調査研究」の概要を公開し、概要から日本財団ホームページの図書館のセンターのコーナーへ直接リンクを貼り付け、成果の普及・啓発を行うなど着実な実施状況であった。</p>	
<p>自主研究を実施する場合は、外部評価を実施し、その結果をホームページ上で公開する。</p>		<p>-</p>	<p>平成16年度は該当事項なし</p>	
<p>(5) 国際協力推進事業 過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措</p>	<p>(5) 国際協力推進事業 東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者</p>		<p>我が国のタンカールートに位置する東南アジア諸国6ヶ国14名の防災</p>	

<p>置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>等向けに、流出事故に対応する緊急時計画策定支援を盛り込んだ国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修（2週間）を1回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。</p>	<p>3</p>	<p>機関担当者を招へい。現地の海上防災対策を強化する目的で「地域緊急時計画策定支援事業」（ODA事業）を計画、実施した。</p> <p>さらに年度計画では計画されていなかったが、JICA研修「情報技術応用海事（航海）研修コース、海事安全教育訓練（機関）研修コース」、「JICA集団研修（救難・防災）コース」及びクウェイト人材育成プログラム「火災消防・流出油対応2週間コース」の委託事業を引き受け、合計39名の外国人研修を実施し国際協力を推進するなど特に優れた実施状況であった。</p>
<p>訓練の実施に当たっては、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。また、同アンケートにより70%以上の参加者から当該訓練が有益な訓練であるとの評価を得るため、講義方法の改善等を行い分かり易い講義を実施する。</p> <p>アンケート結果を踏まえ自己評価を行った上で、更に、独立行政法人評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>平成15年度に実施したアンケートの結果を平成16年5月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年6月から改善のための措置を実施する。</p> <p>平成16年度の外国人研修についても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏ま</p>	<p>3</p>	<p>アンケートは外国人研修4コース、39名の受講者に実施した。座学及び実習の理解度を項目別に設問したところ、「大変良かった」「良かった」との評価は96%以上に達した。また、訓練の有益性に関する設問では目標の70%を大きく上回る100%の受講者から「この訓練は有益である」との回答が得られた。今後アンケートの設問に対する工夫も必要であるが、この高い評価は座学と実習を交互にリンクさせるなど当センターならではのカリキュラムの効果であると考えられ、項目別理解度についても十分な成果があがっており、特に優れた実施状況であった。</p>

	<p>えた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を70%以上の参加者から得られるようにする。</p> <p>更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。</p>			
<p>3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 センターの収入は、基金及び特別積立金の利息収入の他、火災・油流出事故に対応した場合の防災負担金収入、受託業務収入、消防船の警戒料、資機材備付証明書発行料、訓練受講料等の自己収入で全て賄っており、今後とも自己収入の確保を図り、自立的な運営を行う。</p>	<p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保</p> <p>特殊法人等整理合理化計画において、「運営費交付金を前提とせず、自立的な運営を図る。」とされていることから自己収入の確保を最優先の課題とする。</p> <p>出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの排出油防除資機材の維持業務、危険物の海上輸送時の事故対応策の調査研究、地域緊急時計画策定支援事業、石油連盟からの資機材の保管・定期点検事業及び油汚染対策推進研修会開催事業の受託事業収入、並びにタンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料並びに船員等の訓練参加者</p>	2	<p>自己収入の確保に努め自立的な運営が行われている。</p>	

	からの受講料等により自己収入を確保する。			
(2) 予算(人件費の見積を含む。) (3) 平成15年度(10月1日～) ～平成19年度収支計画 (4) 平成15年度(10月1日～) ～平成19年度資金計画		2	予算等については、計画に基づき、適切に執行されたものと評価	
4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。	-	平成16年度は該当事項なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。	-	平成16年度は該当事項なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	-	平成16年度は該当事項なし	
7. その他業務運営に関する事項 (1) 施設整備に関する計画 消防演習場等の訓練施設及び2隻の消防船について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 訓練生用宿泊施設の空調機及び消防演習場空気圧縮機の更新、資機材取扱水槽造波設備のオーバーホール、消防演習場淡水化プラントの定期メンテナンスを行う。 消防船については、1隻	2	訓練施設及び設備の機能が維持できるよう、計画的に適切な整備を実施することとした。訓練生用宿泊施設28室の空調機交換、消防演習場空気圧縮機の部品交換、資機材取扱水槽造波設備の電気制御用プログラム更新、消防演習場淡水化プラントの逆浸透膜フィルター部分交換を実施	

	<p>定期検査、1隻中間検査を受検する。訓練船については、2隻の上架修理を行う。</p>	<p>した。</p> <p>消防船については、海上火災発生時に確実に消火活動ができるよう、センターが保有する2隻の消防船の機能を維持するため、計画的に適切な整備を実施することを設定した。</p> <p>消防船「きよたき」は、平成16年7月に中間検査を、「おおたき」は平成16年11月に定期検査を実施した。</p> <p>また、訓練船「ひので」「ホエール」は平成16年8月に上架修理を実施した。計画に沿った着実な実施状況であった。</p>	
<p>(2) 人事に関する計画 海上防災業務を的確に実施するための人事配置とする。</p>	<p>(2) 人事に関する計画 方針 職員の配置に関して、油流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり適正な人事配置とする。</p>	<p>2</p> <p>平成16年度は常勤職員数29名（出向職員18名（船社5名、関係機関（海保12名、財務1名））及び専属職員（ブローパー）11名で業務を実施した。</p> <p>船社からの出向者は、タンカーの船長等を経験し、船の油防除等の対応を熟知した者であり、海上保安庁からの出向者は、海上防災にかかる法令や油防除技術など専門的な知識技能を有している者である。</p> <p>センターはこれら出向者の知見を最大限に活用して年度計画に掲げた業務を実施しており、約半数の出向者を受け入れることで、強化すべき業務に適時・適切な人材を配置することが可能になるとともに、関係機関との円滑な業務提携が可能になる等、出向者を受け入れる重要性は大きい。一方で継続性を持ってセンター業務を実施する者の人材育成も重</p>	

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数 = 47 項目数 × 2 = 42 下記公式 = 112 %

- <記入要領> ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に を記入する。
- （各項目の合計点数） / （項目数に 2 を乗じた数）が 130 % 以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に 2 を乗じた数）が 100 % 以上 130 % 未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に 2 を乗じた数）が 70 % 以上 100 % 未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数） / （項目数に 2 を乗じた数）が 70 % 未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評定	評定理由
相当程度の実践的努力が認められる	消防船の燃料費削減に対する取り組みは評価できる。

- <記入要領> ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評定欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

自己収入の確保を図り、自立的な運営を実施した。一般管理費は中期目標機関中の削減目標 13 % に対し、16 年度において 22.4 % 削減、事業費は、同じく 5 % の削減目標に対し、37.6 % 削減するなど、平成 16 年度において中期計画の目標値を達成したことは高く評価できる。

海上防災訓練の受講者へのアンケート結果によれば、講義・実習項目別の理解度は高く、90.6 % の受講者から有益な訓練であったとの評価を受けている。また、調査研究においても LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究の受託業務を積極的に実施するなど社会的貢献度も大きいと認められる。

- <記入要領> ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）